

爲置たり。其日朝番の頭は北川久兵衛、晝よりは權太夫なる。于時權太夫罷出る處、久兵衛申すは、いんこ鳥珍敷鳥なるゆゑ、若き人々見度がり、同道致し見せたり。晝番之輩も爲見候て可然と申置くに付、權太夫も各同道致し見に參りける處、入口に歩横目罷在り、人多く見物に罷越し、鳥疲れ候間、爲見まじき旨御意也とて、人を不入。權太夫云ふ。手前指圖に候間、何れも通し可申とて押して入れ、何れもへ爲見たり。其段歩横目より御聽に達しける處、以之外御機嫌損じ、組頭も勤候者かやうの儀を破り候ては、最早被仰出筋も不立由御意にて、殊之外御立腹被成處、權太夫御請に、今朝北川久兵衛儀御小姓中を同道いたし見せける處、朝番之者は見、晝番之者は見不申儀。何事ぞと申す時、敵の首を取者に差別有之ては如何敷、人の怨は輕き事より起り候もの也。彼鳥死し候とて何程之儀可有之哉、鳥と人とは難替奉存、此心得にて何れもへ爲見候由申上げた。公開召し、尤と思召し、何事もなく事濟みたりとぞ。

○菊池十六郎邸跡

政隆・武經矛盾す。豊後の大友氏、阿蘇・武經に心を運ばし、武經を扶け、同六年政隆自害す。是より國中皆武經に従ふ。然るに武經、阿蘇、大友に與せず。暴逆に依りて没落す。故に菊池武包を以て廿四代とす。武包は菊池の庶流託磨武安の子也。後に高麗へ行也。同十七年大友義長菊池家の重臣と議して、其子重治を以て菊池家を嗣がしめ二十五代とす。といへり。按ずるに、右衛門入道は其一族なるべけれど、其父祖傳承せざれば詳かならず。永祿四年の頃より越中國阿尾城に據り、氷見郡内一萬石分を領せり。天正八年信長公の朱印の物に、越中氷見郡内屋代一家分并二十ヶ年以來新知行不可相違とあれば、永祿四年の頃より越中阿尾城に據りたるなるべし。さて越中富山の佐々成政の麾下に屬せし處、天正十三年四月右衛門入道、其の男伊豆安信、密使をして前田家へ降服の事を請ひ、阿尾城を出で降服すといへり。武道致知書私小鏡に云ふ。佐々内藏介富山城に櫻之馬場を造らせ慰ありし節、菊池右衛門入道も出慰候へよし申出す。某隱居に候間御免候へといへども、達て被申故罷出。成政機嫌能く、酒など飲み、なますの盃とて秘藏

延寶金澤圖に、菊池十六郎前口廿三間四尺五寸、東側三十二間四尺、西側三十四間四尺。と見え、元祿六年の土帳に、菊池十六郎三千三百石内五百石與力知、深見右京後藏之内角。とありて、世々此の邸地に居住せしが、廢藩の際退去せり。

○菊池右衛門入道傳

三州志難雜餘考に云ふ。菊池氏の祖先、家譜にも不詳。故に古記を考ふるに、中納言藤原隆家の子大夫將監則隆肥後に下向、菊池郡を賜ふ。是菊池の始祖とす。此の子孫二代經隆・三代經頼・四代經宗・五代經直・六代隆直・七代隆定・八代能隆・九代隆泰・十代武房・十一代勝隆・十二代武時・十三代武重・十四代武俊・十五代武光・十六代武政・十七代武朝・十八代兼朝・十九代時朝・二十代爲邦・廿一代重朝・廿二代武運後能運と改む。永正元年能運卒し、爲邦の甥重安の子政隆を以て、能運の後を繼がしめ、之を菊池廿三代の屋形と云ふ。代々皆肥後守を通稱とす。然れども國中の諸人政隆に服せず。同二年國士八十四員連判の誓書を以て、阿蘇大宮司惟乘の長子惟長を養君とし、名を武經と改む。是より

の盃を取出し、入道と呼び、其の方に此盃指申也。其方如存知、此の盃常には不出候へども、其方は餘人と違申間さし候也と云ふ。入道扱々忝次第、生前之大慶不_レ過_レ之。如御説此盃は常に御出し無_レ之、難有とて盃をかたむけ指置き立たんとせし處、成政其の盃此へさし候へと云ふ。入道いかに御説にてもはゞかり也。御免候へと云ふ。成政云ふ。其方は常の人並には非ず。唯さし候へと云ふ。入道重ねて辭退申すも却つて憚也とて御前に置き、扱々忝次第、此度の御説共私家之威光に御座候。御前をはばからず御看進上仕るとて、指したる脇指を抜き、此脇指は鬼神大王とて、謙信當國へ打入の刻賜はりたり。謙信は七ヶ國の管領也。殿様にも御あやかり被成候へとて進上す。時に成政以之外氣色そんじ、扱々年寄りとほうにくれ、うつけをはき申也。謙信は我々けづめへもあげ不申候。あやかれとはいかゞと、以之外憤りけり。于時入道脇指を引く事もならず。御尤千萬、唯今上様は無御座、御前天下無疑奉存。年寄がうつけを申上げたり。乍然此脇差御酌へ可進。殿様は天下の主、貴殿は殿様の御太刀かけにて、謙信にあやかり、七